



次期計画改定の予定等について



今後予定している計画改定やマニュアルの見直し等について、共有いたします。

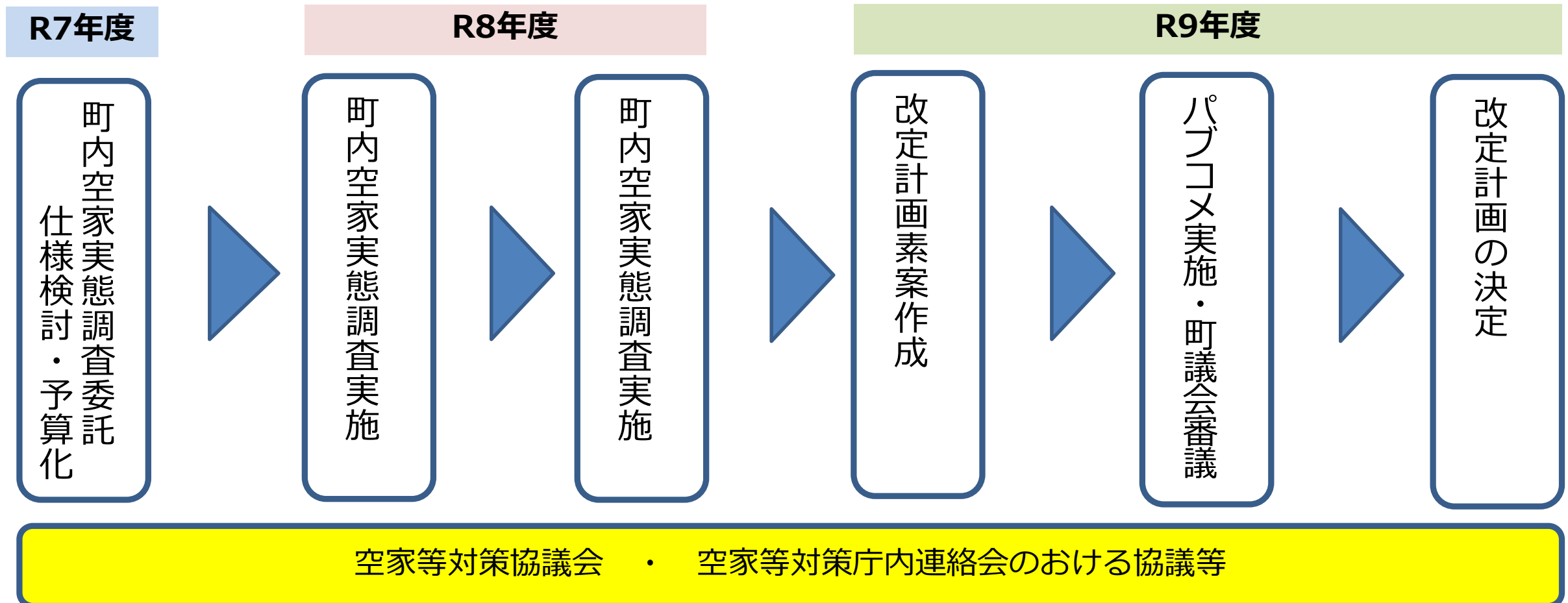
- ① 寒川町空家等対策計画の改定
- ② 寒川町特定空家等対応マニュアルの見直し
- ③ 空き家対策推進のための関係団体との連携体制の構築

① 寒川町空家等対策計画の見直し

＜寒川町空家等対策計画＞

空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として令和4年度に策定しました。

今後、実態調査を行い令和9年度を目途に計画の改定を考えています。改定作業に当たっては、適宜庁内連絡会と並行して空家等対策協議会を開催させていただきたいと考えております。



② 寒川町特定空家等対応マニュアルの見直しについて

令和5年12月に改正法が施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、特定空家化を未然に防止することを目的に「管理不全空家」に対する指導・勧告が可能になりました。

※管理不全空家

放置すれば特定空家になるおそれのある空家を指し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告を行うことができる。勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例（1/6等に減額）が解除となる。

法改正に対応すべく、今後神奈川県の実地調査及び特定空家等の判断マニュアルが示される予定ですので、その内容を踏まえて現行の「寒川町空家等対応マニュアル」を令和7年度中を目途に改定したいと考えております。

改定にあたっては、本協議会にお諮りしてまいります。

③ 空き家対策推進のための関係団体との連携体制の構築について

空家所有者との相談にあたっては、空家の流通や適正な管理に繋ぐべく、商工会を通じての不動産業や造園業、解体業等の事業者の紹介などを行っています。

今後、空き家所有者に対してより効果的かつ的確に専門事業者等をご紹介します、連携を図ることで空き家状態の解消や空き家の適正管理化が一層円滑なものとなるよう、協定締結の必要性や改めての相談体制の確認など、町として適切な協力体制の構築について関係団体等と個別にご相談をさせていただきたいと考えております。

本協議会委員の皆様におかれましても、関係団体としてご相談させていただくことがあろうかと存じますが、宜しくご承知おき願います。

